

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所(令和7年2月1日現在)

函館税関監視部管理課

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
函館	H8. 6. 20 (H8. 7. 1) R2.4.1一部変更	海岸町1号船溜	函館市海岸町65番地先	当該岸壁に接岸する通船により外国往来船に交通する場合に限る。 携帯品、船用品、その他これらに類する貨物の積卸に限る。
		中央ふ頭正面及び北側1号から3号岸壁	函館市海岸町201番、202番及び206番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H17. 4. 22 (H17. 5. 1) R2.4.1一部変更	万代ふ頭正面、南側第1及び北側第1岸壁	函館市万代町301番1から3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		港町ふ頭A及びB岸壁	函館市港町2丁目31番及び32番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H22. 9. 28 (H22. 10. 1) R2.4.1一部変更	函館どつく(株)函館造船所内第1、第2、第3、第5、第6、第7岸壁及びE、G岸壁並びに第1号、第2号、第3号ドック両側	函館市弁天町20番地先	当該岸壁に接岸する船舶及びドックに入渠中の船舶との交通に限る。 当該岸壁に接岸する船舶及びドックに入渠中の船舶に積卸される貨物に限る。
	H31. 3. 20 (H31. 4. 1)	若松ふ頭岸壁	函館市若松町11番46地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
小樽	R2. 3. 12 (R2. 4. 1)	西ふ頭E岸壁	函館市弁天町34番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H8. 6. 27 (H8. 7. 1)	小樽港第3埠頭地区指定保税地域沿岸	小樽市港町168番1、169番	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H17. 4. 21 (H17. 4. 25)	小樽港港町埠頭2番から5番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町183番5～7	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		小樽港港町埠頭埠町岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町183番4	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		小樽港中央埠頭1番から5番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町107番地1	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		小樽港勝納埠頭1番及び2番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市築港85番	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
小樽	H27. 2. 13 (H27. 3. 1)	小樽港港町埠頭1番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町183番5	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接する船舶に積卸される貨物に限る。
		色内ふ頭色内防波堤	小樽市色内3丁目130番5	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 船用品、その他これらに類する貨物の積卸に限る。
石狩	H17. 4. 26 (H17. 5. 1)	樽川埠頭1号から4号までの各岸壁	小樽市銭函5丁目38番11号、 14号及び18号並びに175番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:樽川埠頭1号から4号までの各岸壁
		花畔埠頭全岸壁	石狩市新港中央1丁目577番地3号、580番地13号、475番地6号並びに290番地6号及び10号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:花畔埠頭全岸壁
		中央埠頭B岸壁	石狩市新港中央4丁目2番地2号及び3号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:中央埠頭B岸壁
		東埠頭木材岸壁	石狩市新港東807番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:東埠頭木材岸壁
	H18. 12. 5 (H18. 12. 7)	西埠頭1号岸壁	小樽市銭函5丁目	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:西埠頭1号岸壁
	H19. 3. 12 (H19. 4. 1)	東埠頭2号岸壁	石狩市新港東4丁目812番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:東2号岸壁
	H26. 12. 17 (H27. 1. 1)	中央ふ頭LNG桟橋	石狩市新港東4丁目812番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:中央ふ頭LNG桟橋
	H24. 4. 27 (H24. 5. 1) H31.4.1 交通場所を追加	室蘭港西3号埠頭と室蘭港海岸町物揚場の接点から 南方へ70メートルを起点とし南方へ50メートルに至る 沿岸	室蘭市海岸町1丁目無番地	当指定場所を発着地とする通船を利用した外国往来船との 交通に限る。 船用品その他これらに類する貨物の積卸に限る。
室蘭	H24. 4. 27 (H24. 5. 1)	日鋼埠頭全岸壁	室蘭市茶津町1-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		日鉄埠頭全岸壁	室蘭市仲町5-12、14、14-3、14-5、 14-7、15、47、59、64-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		日鉄セメント埠頭全岸壁	室蘭市仲町5-7、5-10、5-11、64-7	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	R7. 1. 22 (R7. 2. 1)	ENEOS埠頭 J-0、J-1、J-3及びH-1からH-5桟橋	室蘭市幌萌町165-1 室蘭市陣屋町1丁目172、173-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
室蘭	H24. 4. 27 (H24. 5. 1)	日通埠頭 3号から8号岸壁	室蘭市御崎町1丁目35番地3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西1号埠頭 1号、2号岸壁	室蘭市築地町157番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西2号埠頭 1号、2号岸壁	室蘭市築地町159番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西3号埠頭 2号、3号、4号岸壁	室蘭市築地町164番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	①H24. 4. 27 (H24. 5. 1) ②H31. 4. 1 (H31. 4. 1)	崎守埠頭 ①3号、4号、6号岸壁 ②7号岸壁	室蘭市崎守町 ①386-1地先、386-2地先、 386-3地先、388-26地先、382地先、 383地先、389-17地先、389-11地先 ②434、435	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		祝津埠頭 1号、2号岸壁	室蘭市祝津町4丁目16-5地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		室蘭埠頭 本輪西G岸壁	室蘭市本輪西町1丁目1番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
釧路	R6. 3. 15 (R6. 3. 15)	釧路港東港区北地区中央埠頭-9. 0m西側岸壁(中央埠頭1・2号岸壁)	釧路市南浜町46-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港東港区北地区中央埠頭-10. 0m西側岸壁(中央埠頭3号岸壁)	釧路市南浜町46-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港東港区北地区中央埠頭東側岸壁(中央埠頭4・5・6号岸壁)	釧路市南浜町43-3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港東港区北地区中央埠頭東側-9. 0m岸壁(中央埠頭7号岸壁)	釧路市浪花町3丁目5-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港東港区北地区中央埠頭頭部岸壁	釧路市南浜町46-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第1埠頭東側-5. 5m岸壁(西港1-1号岸壁)	釧路市西港1丁目105-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第1埠頭東側-9. 0m岸壁(西港1-2・3号岸壁)	釧路市西港1丁目104-5 釧路市西港1丁目105-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
釧路	R6. 3. 15 (R6. 3. 15)	釧路港西港区西区第1埠頭南側ー12. 0m岸壁(西港1ー4号岸壁)	釧路市西港1丁目104ー4	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第1埠頭西側ー10. 0m岸壁(西港1ー5号岸壁)	釧路市西港1丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第1埠頭西側ー9. 0m岸壁(西港1ー6・7号岸壁)	釧路市西港1丁目104ー2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭東側ー5. 5m岸壁(西港2ー8号岸壁)	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭東側ー7. 5m岸壁(西港2ー9号岸壁)	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭東側ー10. 0m岸壁(西港2ー10号岸壁)	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭南側ー12. 0m岸壁(西港2ー11・12号岸壁)	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭南側バルク1号桟橋	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭西側ー9. 0m岸壁(西港2ー13号岸壁)	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第2埠頭西側ー7. 5m岸壁(西港2ー14号岸壁)	釧路市西港2丁目104ー3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第3埠頭東側ー5. 5m岸壁(西港3ー15号岸壁)	釧路市西港3丁目103ー7地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第3埠頭東側ー7. 5m岸壁(西港3ー16号・17岸壁)	釧路市西港3丁目103ー4地先 釧路市西港3丁目104ー1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第3埠頭南側ー12. 0m岸壁(西港3ー18号岸壁)	釧路市西港3丁目104ー1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第3埠頭西側ー12. 0m岸壁(西港3ー19号岸壁)	釧路市西港3丁目104ー1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第4埠頭東側ー10. 0m岸壁(西港4ー21号岸壁)	釧路市西港4丁目16ー1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
釧路	R6. 3. 15 (R6. 3. 15)	釧路港西港区西区第4埠頭東側-12. 0m岸壁(西港4-22号岸壁)	釧路市西港4丁目16-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釧路港西港区西区第4埠頭南側-14. 0m岸壁(西港4-23号岸壁)	釧路市西港4丁目16-3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
網走	R5. 5. 25 (R5. 5. 25)	網走港第2ふ頭1号岸壁	網走市港町129番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第2ふ頭2号岸壁	網走市港町129番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第3ふ頭2号岸壁	網走市港町175番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第4ふ頭1号岸壁	網走市港町175番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第4ふ頭2号岸壁	網走市港町131番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
紋別	H23. 4. 22 (H23. 4. 22)	紋別港第2ふ頭のソーラスフェンスに囲まれている -7. 5m東岸壁(第2ふ頭東岸壁)及び-7. 5m南岸壁 (第2ふ頭南岸壁)	紋別市新港町2丁目29番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		紋別港第3ふ頭のソーラスフェンスに囲まれている -12. 0m岸壁(第3ふ頭北岸壁)及び -7. 5m岸壁(第3ふ頭南岸壁)	紋別市新港町4丁目1番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
十勝	H30. 6. 13 (H30. 6. 13)	十勝港第3埠頭第4岸壁	広尾郡広尾町会所前5丁目19番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		十勝港第4埠頭第2岸壁及び第3岸壁	広尾郡広尾町会所前6丁目6番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
留萌	H17. 4. 13 (H17. 5. 1)	留萌港南岸3号及び4号岸壁	留萌市明元町2丁目及び3丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		留萌港北岸2号及び3号岸壁	留萌市元町1丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		留萌港古丹浜1号から3号岸壁	留萌市元町5丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		三泊地区岸壁	留萌市三泊町地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
苫小牧	S49. 2. 28	船溜区護岸B東端から西方へ143メートルに至る沿岸	苫小牧市汐見町9番地	ただし、当指定場所を発着地とする通船を利用した外国往来船との交通及び船用品その他これらに類する貨物の積卸しに限る。
	H28. 7. 14 (H28. 7. 15)	第2船溜りー5M物揚場	苫小牧市汐見160番1地	ただし、当指定場所を発着地とする通船を利用した外国往来船との交通及び船用品その他これらに類する貨物の積卸しに限る。
	H8. 6. 27 (H8. 7. 1)	出光石油化学西岸壁、1号岸壁	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る係留する外国往来船舶と交通する場合に限る。
	H30. 6. 27 (H30. 6. 27) R5.4.1一部変更	南ふ頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市港町1丁目	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		入船ふ頭岸壁	苫小牧市入船町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		日軽金中央ふ頭岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		晴海ふ頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		苫小牧埠頭晴海岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		中央北ふ頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁、4号岸壁 中央北ふ頭5号岸壁、6号岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
苫小牧	H30. 6. 27 (H30. 6. 27) 一部変更	勇払ふ頭1号岸壁	苫小牧市勇払	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		中央南ふ頭西岸壁、中央南ふ頭1号岸壁、2号岸壁	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区中央ふ頭2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市字弁天	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区苫東ふ頭2号岸壁	勇払郡厚真町字浜厚真	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		苫小牧埠頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		苫小牧ケミカル岸壁	苫小牧市勇払	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
	H17. 4. 25 (H17. 5. 1)	ジャパンオイルネットワーク株・東西オイルターミナル共同1号桟橋	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		出光第3桟橋、第4桟橋、第5桟橋、第7桟橋、第8桟橋、第9桟橋	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
	H20. 2. 25 (H20. 3. 1)	日の出、電気化学ふ頭岸壁2	苫小牧市勇払152番地	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
	H22. 11. 29 (H22. 12. 1)	ホクレン用桟橋	苫小牧市真砂町28番地4	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区苫東ふ頭1号ドルフィン	勇払郡厚真町字浜厚真626地先	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区北電バース	勇払郡厚真町字浜厚真618地先	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
稚内	H30. 6. 22 (H30. 7. 1)	中央埠頭南岸壁において、稚内港国際フェリーターミナル税関検査場出入国ブースを経て乗下船用通路を通り、国際フェリー桟橋ボーディングブリッジから本船に至る通路。なお、稚内港国際フェリーターミナル閉鎖については、同ターミナルメインゲートから、当該船舶が接岸中に開放する船尾ランプウェイ、又は国際フェリー桟橋ボーディングブリッジに至る通路	稚内市開運2丁目6	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
稚内	H30. 6. 22 (H30. 7. 1)	末広ふ頭各岸壁	稚内市新末広町1番1及び2番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		天北1号ふ頭西岸壁	稚内市末広3丁目39番から41番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		天北二号ふ頭各岸壁	稚内市末広4丁目54番、同5丁目60番及び61番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
花咲	H17. 4. 14 (H17. 5. 1)	交通場所 東地区（-10m）岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	根室市花咲港488番地の2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。
	H27. 3. 30 (H27. 3. 30)	積卸場所 花咲港漁業埠頭-4. 5M岸壁	根室市花咲港439番地及び503番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港西浜埠頭-5. 5M岸壁	根室市花咲港504番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港西浜埠頭-6. 0M岸壁	根室市花咲港505番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港東-10M岸壁	根室市花咲港488-2番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港東-7. 5M 1号岸壁	根室市花咲港488-2番地先	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港東-7. 5M 2号岸壁	根室市花咲港418番地先	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港西浜（-5. 0M）岸壁	根室市花咲港462番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港西浜（-6. 0M）岸壁	根室市花咲港468番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		花咲港南埠頭-5. 5M岸壁	根室市花咲港510番地及び511番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
青森	R5. 5. 30 (R5. 5. 30)	青森港沖館埠頭-10m岸壁	青森市沖館2丁目5番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		青森港沖館埠頭-13m岸壁	青森市沖館2丁目3番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
青森	R5. 5. 30 (R5. 5. 30)	青森港新中央埠頭－10m岸壁	青森市安方2丁目108番地及び本町3丁目104番地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		青森港LPG桟橋	青森市大字野内字浦島84番地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		青森港東西オイル桟橋B	青森市柳川町2丁目1番地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
八戸	H30. 1. 31 (H30. 3. 1)	八太郎地区1号埠頭C岸壁からG岸壁	八戸市大字河原木字海岸10－1、33、23－1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区2号埠頭I岸壁からJ岸壁	八戸市大字河原木字海岸41	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区4号埠頭P岸壁	八戸市大字河原木字海岸37－1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区八戸港東北グレーンターミナル専用桟橋	八戸市大字河原木字海岸24番4	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区三菱製紙専用埠頭－12m岸壁	八戸市大字河原木字青森谷地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		河原木地区2号埠頭A岸壁	八戸市豊洲4	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		河原木地区3号桟橋	八戸市豊洲2－2地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		河原木地区1号埠頭(ポートアイランド) JXエルエヌジーサービス(株)専用桟橋	八戸市豊洲7	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
釜石	R3. 10. 28 (R3. 10. 28)	釜石港日本製鉄(株)No.3北岸壁	釜石市只越町1丁目65番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		釜石港日本製鉄(株)No.4南岸壁	釜石市只越町1丁目65番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		公共ふ頭須賀－11m岸壁	釜石市港町1丁目28番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		公共ふ頭須賀－7. 5耐震岸壁	釜石市港町1丁目27番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
宮古	R3. 10. 28 (R3. 10. 28)	藤原埠頭第2号から3号岸壁	宮古市藤原3丁目114-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		藤原埠頭第5号から7号岸壁	宮古市磯鷄第4地割113-4	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		藤原埠頭第8号から9号岸壁	宮古市磯鷄第4地割114-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
大船渡	H17. 4. 22 (H17. 5. 1)	茶屋前埠頭全岸壁	大船渡市大船渡町字欠の下向	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:茶屋前埠頭全岸壁
		野々田埠頭全岸壁	大船渡市大船渡町野々田	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:野々田埠頭全岸壁
秋田	H元. 3. 7	南埠頭D岸壁北方突端から東南へ30mに至る沿岸	秋田市土崎港西1-9	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H8. 6. 28 (H8. 7. 1)	東北電力(株)秋田火力発電所(私設バース)	秋田市土崎港相染町字大浜地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H31. 3. 5 (H31. 3. 5)		秋田市飯島字古道下川端地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H17. 4. 21 (H17. 5. 1)	外港-13m1号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜12番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		外港-13m2号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜14番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		大浜-10m1号岸壁	秋田市飯島字古道下川端217番3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		大浜-10m2号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜1番2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		大浜-10m3号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜1番2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜-7. 5m1号岸壁	秋田市向浜1丁目1番124	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜-7. 5m2号岸壁	秋田市向浜1丁目1番124	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備 考
秋田	H17. 4. 21 (H17. 5. 1)	向浜－10m1号岸壁	秋田市向浜2丁目42番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜－10m2号岸壁	秋田市向浜2丁目42番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜－10m3号岸壁	秋田市向浜2丁目42番、38番5	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜－12m岸壁	秋田市向浜2丁目38番7	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H28. 6. 23 (H28. 7. 1)	中島1号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		中島2号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		中島3号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		日本製紙(株)板紙事業本部秋田工場ドルフィン	秋田市向浜2丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		JX桟橋	秋田市土崎港相染町字大浜9－14地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
船川	S59. 6. 1 (S59..6. 1)	－2m物揚場南部基部より東方へ40mに至る沿岸	男鹿市船川港船川字外ヶ沢133	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H17. 4. 21 (H17. 5. 1)	15, 000トン岸壁	男鹿市船川港船川字芦沢209番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		7, 000トン岸壁	男鹿市船川港船川字芦沢208番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
能代	H8. 6. 28 (H8. 7. 1)	東北電力(株)能代火力発電所(私設バース)	能代市字大森山1番6号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H28. 6. 23 (H28. 7. 1)	大森－13m岸壁	能代市字大森山地内	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		15, 000トン岸壁	能代市字大森山地内	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。